

入 札 説 明 書

「沖縄県警察学校女子寮外壁等改修工事」に係る入札等については、関係法令及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争参加資格

- (1) 入札公告 2 (5) に示す条件の詳細は下記のとおり。

平成28年 4 月 1 日から一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）の提出期限日までに、国又は地方公共団体が発注した「建築一式工事」又は「塗装工事」を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

- (2) 入札公告 2 (8) に示す条件の詳細は下記のとおり。

ア 「当該工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・株式会社 m 3 那覇建築事務所

イ 「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、以下のいずれかに該当する者である。

(ア) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

(イ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (3) 入札公告 2 (9) に示す条件の詳細は下記のとおり。

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、沖縄県警察競争契約入札心得（国費関係）第 6 条第 2 項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他、入札の適正さが阻害されると認められる場合

2 競争参加資格の確認等

- (1) 資格確認資料は、「第 3 号様式(1)、様式 1・様式 2」により作成すること。

- (2) 資格確認資料は、次に従い作成すること。

ア 配置予定技術者の資格等（様式 1）

(ア) 様式 1 に技術者名及び必要事項を記入すること。

(イ) 技術検定合格証明書、資格者証、免許証の写しを添付すること。

(ウ) 直接的な雇用関係の存在を証明できる資料（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等）の写しを添付すること。

(エ) 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、資格確認資料を提出した者は、直ちに当該申請書の取り下げを行うこと。他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができないに

もかかわらず入札した場合においては、「沖縄県警察建設工事及び庁舎管理業務の請負又は委託契約に係る指名停止等の措置並びに指名停止審査会に関する要綱（平成19年2月25日制定）」（以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止を行うことがある。

イ 施工実績（様式2）

- (ア) 1(1)に掲げる資格があることを判断できる施工実績について、様式2に工事名及び必要事項を記載すること。
 - (イ) 記載する施工実績の件数は1件でもよい。
 - (ウ) CORINS登録をしている場合は、竣工時カルテ受領書及び工事カルテ（一般データ、技術データ）の写しを添付すること。
 - (エ) CORINS登録をしていない場合は、契約書及び工事内容（実績）が証明できる資料を添付すること。
- (3) 上記(1)に定める資格確認資料のほかに、競争参加資格を確認するため下記の資料も提出すること。
- ア 暴力団排除に関する誓約書
 - イ 別記様式第1号（役員等名簿）
 - ウ 建設業の許可について（通知）（写）
 - エ 競争参加資格審査結果通知書（写）
 - オ 現在事項全部証明書等（3ヶ月以内に発行されたものとし、写し可。）
 - カ 経営事項審査結果通知書（写）
- (4) 競争参加資格の審査は、資格確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年9月18日（金）（予定）までに書面にて通知する。

3 配置予定技術者等の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、資格確認資料の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、入札公告2(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

4 開札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (5) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。その場合において代理人が入札を行う場合は別紙「委任状」の提出をしなければならない。（開札当日に提出）

5 支払い条件

- (1) 前金払
前金払を請求できる額は、契約金額300万円以上の工事で請負代金額の10分の4以内とする。
- (2) 部分払
なし。

6 その他

- (1) 落札者は、2の資格確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (2) 資格確認資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 入札説明書、別冊設計図書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。なお、設計図書は入札参加者に貸与するものであり、落札者以外の者は、本入札終了後速やかに返却すること。（データを取得した場合は、破棄すること。）